

プライバシー侵害による差止請求権と 「忘れられる権利」

— 最決平29・1・31を踏まえて —

村田 健介

I 問題の所在

最決平成29年1月31日民集71-1-63（以下、「本決定」という。）において、最高裁は、検索エンジンが表示する検索結果に、自己の前科にかかる事実が書き込まれたウェブサイトのURL、表題および抜粋が表示されていた場合のこれらの削除請求に関する判断を下した。本決定に現れた、前科の捉え方、検索事業者の表現行為主体性に関する判断や、プライバシー侵害による削除請求の基準に関する判示は、プライバシーとは何か、プライバシー侵害を理由に差止請求が認められるのはいかなる場合かという問題を検討するにあたって、一定の意義を有する。とりわけ、最後の点については、本決定の判示は、最高裁が、プライバシー侵害を理由とする差止請求についてした、実質的に最初の判示ともいえるところ、その当否や射程について議論を生じさせている。そこで、本決定に至るまでの経緯や判示を、プライバシー侵害による削除請求の基準に特に力点を置きつつ整理した上で、本決定を踏まえて、プライバシーとは何か、プライバシー侵害による削除請求の基準はいかにあるべきかについて検討を加える。

一方で、本決定が扱った事件（以下「本事件」という。）は、地裁決定が「忘れられる権利」概念を取り上げたことでも注目された。しかし、高裁決定ではその独自の意義が否定され、本決定でも、その概念に言及されることはなかった。このような経緯を踏まえると、今後、「忘れられる権利」概念が我が国においてもつ意味は、限定的になる可能性が高い。しかし、それでもなお、「忘れられる権利」を論じる余地は残るのか。筆者は、以前、「忘れら

れる権利」の我が国における位置付けについて若干の考察を試みたが、本決定が「忘れられる権利」概念を用いなかったという事実を踏まえつつ、今後我が国においてなお「忘れられる権利」を論じる余地があるのか否かについて今一度検討を加えることは、「忘れられる権利」の今後の位置付けを明らかにする一助になるものと考えられる。そこで、本稿においても、この点について若干の検討を試みるとともに、「忘れられる権利」を論じる余地があるとして、それに基づく差止請求が問題になることが将来的にあるとすれば、その際に本決定の判示は参照され得るべきものかについても、検討する。

II 本決定に至るまでの経緯

1 事実の概要

Xは、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、平成26年改正前の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で平成23年11月に逮捕され、同年12月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部または一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。Xは、その後、罪を犯すことなく、妻と幼い子らと共に平穏な生活を送っており、政治的、社会的な団体等に所属するなど社会に特段の影響を与えるような活動はしていない。

検索事業者Yは、インターネット上で検索サービスを提供している。利用者が、この検索サービスにおいて、Xの居住する県の名称およびXの氏名を条件として検索すると、当該利用者に対し、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題および抜粋（以下「URL等情報」と総称する。）を含む検索結果（以下「本件検索結果」という。）が提供される。

2 第1審(さいたま地決平27・6・25判時2282-83)

第1審において、Xは、人格権(更生を妨げられない権利)の侵害を理由として、人格権に基づく妨害排除請求・妨害予防請求権を有するとして、本件検索結果の削除を求めた。これに対して、さいたま地裁は、以下のように判断して、仮処分命令を出した。

(1) 「更生を妨げられない利益」の要保護性

「刑事事件で逮捕されたという逮捕歴にかかわる事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりにその事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有し、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、逮捕歴にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する」。

(2) 削除請求の可否の判断基準

「インターネットの検索エンジンによる検索結果において、逮捕歴に関する記事が表示されることにより、このような更生を妨げられない利益が侵害されるとして、人格権に基づく妨害排除又は妨害予防の請求として、検索エンジンの管理者に対して検索結果の削除を求めることの可否は、検索結果の表示によって被るとされる被害が、社会生活を営む上において受忍すべきものと考えられる程度、すなわちいわゆる受忍限度を超えるものかどうかによって決せられるべきであり、これを決するについては、侵害行為の態様と程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の公共性の内容と程度、被害の防止又は軽減のため加害者が講じた措置の内容と程度についての全体的な総合考察を必要とするものである。そして、インターネットの検索エンジンの検索結果として逮捕歴にかかわる事実が実名等の個人情報と共に表示されている場合に、以上の諸点を判断するためには、」「インターネット上の情報流通において重要な役割を果たし、インターネット上の膨大な情報を効率的に利用するために欠くことのできないものとして、知る権利に資する公益的、公共

的役割を果たしていること、また、このような検索エンジンの果たす公共的役割が、検索結果の表示になるべく人為的な操作が介在しないことによって基礎付けられる」という「検索エンジンの目的、性格等に照らし、実名等の個人情報まで表示されることの意義及び必要性を併せ考えることを要する。なお、刑事事件に関する社会一般の関心は、犯人の逮捕後、起訴、有罪判決による処罰と各段階を経ることによって次第に希薄になるのが通常であるから、このような時の経過も考慮する必要がある。したがって、前記のような更生を妨げられない利益が侵害されるとして、人格権に基づき、検索エンジンの管理運営者に対し、逮捕歴に関する記事が表示される検索結果の削除を求める請求については、その者のその後の生活状況を踏まえ、検索結果として逮捕歴が表示されることによって社会生活の平穩を害され更生を妨げられない利益が侵害される程度を検討し、他方で検索エンジンにおいて逮捕歴を検索結果として表示することの意義及び必要性について、事件後の時の経過も考慮し、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その検索エンジンの目的、性格等に照らした実名表示の意義及び必要性をも併せて判断し、その結果、逮捕歴にかかわる事実を公表されない法的利益が優越し、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があると判断される場合に、検索結果の削除請求が認められるべきである」。

(3) 本件におけるあてはめ

Yの検索エンジン「でXの住所(…)と氏名を検索キーワードとして検索をした場合にXの逮捕歴に関する記事が検索結果として表示されることで、Xは、既に罰金刑に処せられて罪を償ってから3年余り経過した過去の児童買春の罪での逮捕歴が、インターネット利用者であれば誰でも簡単に閲覧されるおそれがあり、そのため知人にも逮捕歴を知られ、平穩な社会生活が著しく阻害され、更生を妨げられない利益が侵害されるおそれがある、その不利益は回復困難かつ重大なものであると認められる。他方で、検索結果を表示する意義及び必要性についてみると、逮捕歴は、一般的には社会一般の

関心事である刑事事件にかかわる事実であるものの、本件の事件自体に歴史的又は社会的意義があるわけでもなく、Xに社会的活動等からみた重要性や影響力等が認められるものでもなく、Xが公職等の公的活動を営んでいるものでもない。また児童買春という犯罪に対する社会的関心を考慮したとしても、既に罪を償って3年余り経過した過去のXの逮捕歴をXの氏名等の個人情報と共にインターネットの検索エンジンで検索結果として表示し続けることの公益性は、それほど大きいとはいえない。本件事件に対する社会一般の関心が、逮捕歴に関する記事がインターネット上に掲載された後も続いているとはいえないことは、前記の検索結果の内容からも明らかで、Xが逮捕され刑の執行を終えてから3年以上の時が経過した現在において、本件検索結果を今後とも表示すべき意義や必要性は特段認められない。したがって、インターネットの情報検索の重要性や知る権利に寄与する検索エンジンの公益性に照らしても、本件検索結果が表示されることにより家族と共に平穏な社会生活を営むことが阻害され、更生を妨げられない利益が侵害されるというXが受ける不利益の程度は、児童買春の罪への社会的関心や知る権利に寄与する検索エンジンの公益性を考慮したとしても、検索結果として氏名等の個人情報と共に表示し続けることの意義及び必要性をもって受忍すべきものとはいえない」。

3 保全異議申立審 (さいたま地決平27・12・22判時2282-78)

Yは、仮処分命令に対して、異議申立てをした。その際、Yは、検索エンジンへの削除請求は二次的・補充的なものであるべきであるとの主張、原決定の判断基準において検索エンジンの公益的役割が考慮されていないとの主張、検索結果の表示は検索エンジンの表現行為ではないとの主張等を展開しているが、いずれも斥けられた。そして、さいたま地裁は、「犯罪を繰り返すことなく一定期間を経た者については、その逮捕歴の表示は、事件当初の犯罪報道とは異なり、更生を妨げられない利益を侵害するおそれが大きいといえる。一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、

人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するといふべきである。そして、どのような場合に検索結果から逮捕歴の抹消を求めることができるかについては、公的機関であっても前科に関する情報を一般に提供するような仕組みをとっていないわが国の刑事政策を踏まえつつ、インターネットが広く普及した現代社会においては、ひとたびインターネット上に情報が表示されてしまうと、その情報を抹消し、社会から忘れられることによって平穏な生活を送ることが著しく困難になっていることも、考慮して判断する必要がある。」として、「忘れられる権利」に言及したうえ、原決定の採用した判断基準を支持し、仮処分命令を認可した。

4 保全抗告審（東京高決平28・7・12民集71-1-82）

Yは、原決定および本件仮処分決定をいずれも取り消した上で本件申立てを却下することを求めて抗告した。東京高裁は、Yの、自らは媒介者であり責任を負わないという主張を原審に引き続いて斥けつつ、以下の通り判断して、Yの抗告を容れた。

(1) 被保全権利

Xは、被保全権利として、人格権（更生を妨げられない権利）に加えて、「忘れられる権利」、プライバシー権、名誉権を主張するが、「忘れられる権利」は、「要件及び効果について、現代的な状況も踏まえた検討が必要になるとしても、その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならないといふべきである。」。

(2) 名誉権およびプライバシー権に基づく差止め可否の判断基準

インターネットにおいて、「全文検索型のロボット型検索エンジンによる検索サービスは必須のものであって、それが表現の自由及び知る権利にとって大きな役割を果たしている」という現代的な社会状況を考慮すると、「削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、公表の目的

及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決す」べきである。

(3) 本件におけるあてはめ（プライバシー権に基づく差止請求について）

「本件犯行は、その発生から既に5年が経過しているものの、相手方の名前及び住所地の県名により検索し得るものであり、そもそも現状非公知の事実としてプライバシーといえるか否かは疑問である」が、「本件犯行は検索サービスにより調べられる状態にあるにとどまり、現実には広くは知られていないことから事実上非公知といえる状態にあると仮定して、一私人として平穏な生活を送っているXの周囲の者に本件犯行について知られないようにするために、Xが本件検索結果の削除を請求することが認められる余地があること、本件検索結果の数は49であり、個々の元サイトに対する削除請求には相当の手間がかかること等の事情が認められるとしても、前記のとおり本件犯行ははまだ公共性を失っていないことに加え、本件検索結果を削除することは、そこに表示されたリンク先のウェブページ上の本件犯行に係る記事を個別に削除するのとは異なり、当該ウェブページ全体の閲覧を極めて困難ないし事実上不可能にして多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものであること、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことによりXに直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等を考慮すると、表現の自由及び知る権利の保護が優越するといえるべきであり、Xのプライバシー権に基づく本件検索結果の削除等請求を認めることはできないといえるべきである」。

5 許可抗告審（最高裁）決定

これに対して、Xが許可抗告の申立てをしたところ、原審は抗告を許可した。最高裁は、本件を、Xが、Yに対し、「人格権ないし人格的利益に基づ

き」, 本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案と整理した上で, 以下のように判示した。なお, 最高裁では, 「忘れられる権利」は取り上げられていない。

(1) 「**個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益**」の**要保護性**

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は, 法的保護の対象となるというべきである⁽¹⁾(最高裁昭和52年(オ)第323号同56年4月14日第三小法廷判決・民集35卷3号620頁, 最高裁平成元年(オ)第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48卷2号149頁, 最高裁平成13年(オ)第851号, 同年(受)第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁, 最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57卷3号229頁, 最高裁平成14年(受)第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57卷8号973頁参照)」。

(2) **検索エンジンの表現行為主体性と表現行為性を認めることの意義**

「他方, 検索事業者は, インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し, 同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し, 利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが, この情報の収集, 整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの, 同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから, 検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また, 検索事業者による検索結果の提供は, 公衆が, インターネット上に情報を発信したり, インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり, 現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして, 検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ, その削除を余儀なくされるということは, 上記方針に沿った一貫性を

(1) 下線は筆者による。以下同じ。

有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる」。

(3) 削除請求の可否の判断基準

「以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきものである、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかなる場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である」。

(4) 本件におけるあてはめ⁽²⁾

「これを本件についてみると、Xは、本件検索結果に含まれる URL で識別されるウェブサイトに本件事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されているとして本件検索結果の削除を求めているところ、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない X のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に

(2) あてはめおよび結論については、(特に憲法)学説からは概ね好意的に受け取られているようである。一方で、X「は逮捕されて略式手続で罰金刑に処せられたとはいえ、公人ではなく、罰金刑の執行も終わって平穏な私生活を続けていることを考慮すると、申立人のみならず家族にとって、インターネットで申立人の過去の逮捕歴が簡単かつ広範にさらし続けられることは酷であり、社会復帰して家庭生活を営む利益を重視」すべきだったとする、実務家からの指摘もある(二本松利忠「『忘れられる権利』について—検索事業者に対する検索結果の削除請求を中心に—」御池ライブラリー(御池総合法律事務所)45号(2017年)16頁、特に18頁。

対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。以上の諸事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、前記(…)の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」。

Ⅲ 本決定の意義と検討

1 「個人のプライバシーに属する事実」である前科「をみだりに公表されない利益」の要保護性

(1) 本決定の意義

本決定は、あてはめも含めてみると、前科をストレートに「プライバシーに属する事実」として扱い、「これをみだりに公表されない利益」が保護に値し得ることを認めた点に意義がある⁽³⁾。というのは、後掲ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決は、前科を「みだりに公表されない利益」をプライバシーと直接には結びつけずに、「更生を妨げられない」利益に言及するという方法を取っていたからである。

(2) 検討

前科をプライバシーとして保護する必要があるのか否かという問題は、後掲ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決、より遡れば、前科照会事件最高裁判決⁽⁴⁾以降、議論の対象になってきた。

(3) 本決定との関係でこの点を指摘し検討するものとして、中山茂樹「本件判批」TKCローライブラリー新・判例解説 Watch 憲法 No.124 (2017年) 1頁、特に2頁以下。

(4) 最判昭56・4・14民集35-3-620。

プライバシーを平穩生活権として捉え、「宴のあと」事件東京地裁判決⁽⁵⁾に沿ってその要件を定立するならば、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、③一般の人々に未だ知られていないことがらであることが要件となるため、前科が私生活上の事実か否かが問題となる。後掲ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決は、前科を「みだりに公表されない利益」をプライバシーとは直接結びつけなかったため、この問題が回避されている。一方で、前科であっても私生活上の事実になり得ることを根拠付けるために、「時の経過」論が主張されたこともあった。他方で、プライバシー概念自体を修正する見解も存在する。1つは、「社会が関心を持つことが許されない」事柄と定義するものである。これによると、前科を公表されない利益は、社会復帰権という幸福追求権（憲法13条）に根拠付けられるため、前科は、社会が関心を持つことが許される事柄にはあらず、プライバシーに該当するということになる⁽⁶⁾。もう1つは、プライバシーを、端的に、自己情報コントロール権として位置付けるものである⁽⁷⁾。これによると、前科も自己情報であってプライバシーに該当するということになる。

本決定は、保全抗告審が前提とした「時の経過」論に言及することもなく⁽⁸⁾（「時の経過」論は、前科がプライバシーに属する事実とされたうえで、削除請求の可否の判断基準へのあてはめの段階で示唆される⁽⁹⁾）にとどま

(5) 東京地判昭39・9・28下民集15-9-2317。

(6) 山本敬三「前科の公表によるプライバシー侵害と表現の自由」民商116巻4＝5号(1997年)115頁、特に131頁以下。なお、この立場は、そのようにして定義されたプライバシーの保護のあり方については、自己情報コントロール権と同様の立場を採る。

(7) 代表的なものとして、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂・2011年）182頁。

(8) 他の判例を併せて引用することによって、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決の「特権的地位」を否定したものとするものとして、宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究1号（2017年）45頁、特に51頁。

(9) このことを指摘するものとして、鈴木秀美「本件判批」ジュリ1507号（2017年）101

る。)、前科をストレートに「プライバシーに属する事実」とし、「これをみだりに公表されない利益」が保護に値し得ることを認めている。後掲長良川事件報道事件最高裁判決は、本決定に先立って、犯罪の被疑事実を「プライバシーに属する事実」と捉えていた⁽¹⁰⁾が、本決定の事案は、既に確定判決も経た後のものであり、ノンフィクション「逆転」事件と同様に扱えば足りたともいい得るところであったにもかかわらず、である。

この点については、プライバシーを自己情報コントロール権として位置付けた場合には、前科も自己情報であり、本人は、これをみだりに公表されないようコントロール権を有しているという説明をしやすい。これに対して、「社会が関心を持つことが許されない」事柄をプライバシーと捉える立場からは、本決定の判断枠組みの正当化は可能である一方、本決定が、講演参加者の氏名という私生活性の希薄なものについてプライバシーを認めた後掲早稲田大学江沢民講演会事件最高裁判決を引用していることとの関係は問題になり得る。

このように、最高裁がプライバシー概念についていかなる立場を前提として判断したのかについて、上のような推測は可能ではあるものの、最高裁自身は、今もなおプライバシーを定義付けしたことはなく、最高裁の立場についてはお慎重な検討を要しよう⁽¹¹⁾。

2 検索エンジンの表現行為主体性

(1) 本決定の意義

本決定は、検索事業者による検索結果の提供を、「表現行為」と捉えた。これまでの裁判例の中には、検索事業者は、あくまでも「媒介者」としての役

頁、特に103頁以下、宍戸・前掲51頁。

(10) 長良川事件報道事件最高裁判決が、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決を、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」ことを示した判決として引用していることの意味は問題になり得る。

(11) より抽象的な言及であるが、本決定が諸判決を引用したことが、「最高裁のプライバシー理解を知るための参考になる」とするものとして、鈴木・前掲104頁。

割を果たしているに過ぎず、責任を負う主体ではない、負うとしても二次的・補充的責任しか負わないとするものがあった⁽¹²⁾。本件においても、Y側は、第1審からこのような主張をしていたが、本決定は、そのような立場は斥けたものとみられる。

(2) 検討

1) 検索事業者の責任と表現行為性との関係

もっとも、最高裁が、検索事業者の「表現行為」を認定したことの意味は、検索事業者に対する差止請求を基礎付けるにあたっては、実はそれほど大きくはないと考えられる。それは、以下の理由による。

第1に、人格権に基づく差止請求権を根拠付けるにあたって援用される、物権的請求権、たとえば所有権に基づく妨害排除請求権についてみると、妨害は、相手方の所有物によってなされていれば足り、相手方の妨害行為は必要ではないと考えられている⁽¹³⁾。これと同様に考えるならば、検索事業者自身が仮に単なる媒介者であって、プライバシーを侵害する表現行為をしているといえなくとも、自らが有する検索サービスによってプライバシーの侵害が生じているのであれば、それを除去する責任を負うと構成することは、可能であると考えられるからである。

第2に、媒介者であるから、せいぜい二次的・補充的責任までしか負わないとすることも、必ずしも説得力を持つものではない。媒介者であること自体は仮にそうだとしても、媒介によって被害が拡大し得るのであれば、被害者としては、媒介者に差止請求をする方が効果的な場合もあり得るのであって、なぜ二次的・補充的責任と考えなければならないのかは、明確とはいえない。

(12) 六戸・前掲51頁は、本決定は実質的にはこのような立場と共通点が多いように思われるとする。

(13) 我妻榮(有泉亨補訂)『新訂物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店・1983年)24頁は、「その者の支配に属する事実によって物権の侵害状態を生ぜしめている者」も物権的請求権の相手方に含まれるとするのが多数説だとする。

2) プライヴァシーに対する対抗利益としての検索事業者の表現の自由

最高裁が、検索事業者による検索結果の提供を「表現行為」と捉えたのは、検索事業者の責任を根拠付けるためではなく、本件を、プライバシーに対する対抗利益としての検索事業者の表現の自由との衡量問題として捉えるためだったのではないかという分析がなされている⁽¹⁴⁾。本決定の論理からみても、このように捉えるのが適切であろうと考えられる。

そして、本決定が、検索事業者による検索結果の提供を「表現行為」と捉えたことは、正当化可能であろうと考えられる。「情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成された」結果に、「手を加えず、ありのままを提示する」という不作為をもって表現とみることもできるからである⁽¹⁵⁾。

もっとも、本決定は、検索エンジンの、「検索結果の提供を通じて果たされている」「インターネット上の情報流通の基盤」としての役割をも指摘したうえで削除判断の基準を定立している。したがって、検索事業者による「表現行為」を認めずとも、プライバシーとの衡量問題として扱うことは可能であった。にもかかわらず最高裁が検索事業者の「表現行為」にも言及したことの理由は必ずしも明らかではないが、この言及によって、「当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情」を大きめに量りやすくなったとはいえよう。

(14) 本件Y側代理人である古田啓昌＝赤川圭＝早川晃司「本件判批」判時2328号（2017年）14頁は、このような見方を示す。また、宇賀克也「検索サービス事業者の削除義務― 最決平成29・1・31民集71巻1号63頁を契機に」情報公開・個人情報保護66号（2017年）25頁、特に44頁。

(15) このような発想は、プログラムやAIによる表現にも妥当し得るだけに、広い射程を持ち得るが、検討範囲が広がりすぎるため、本稿では割愛する。この点については、木下昌彦「本件判批」重判平成28年度（2017年）14頁、特に15頁、神田・前掲23頁も参照。

3 削除判断の基準

(1) 本決定の意義

1) 最判平14・9・24判時1802-60・集民207-243(「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決)の位置付け

本決定の引用する「石に泳ぐ魚事件」最高裁判決は、最高裁が、プライバシー侵害に基づく差止請求を認めた最初の判決であるとされている。もっとも、そこでは、「侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである。」とした、原審の判断を前提として、「原審の確定した事実関係によれば、公共の利益に係わらないXのプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にないXの名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等によりXに重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである」として、様々な被侵害利益を取り上げた⁽¹⁶⁾上で、あてはめの正当性を認めたに過ぎず、最高裁が、「プライバシー侵害」を理由とする差止請求の基準を「自ら」定立したとはいい難いものであった。

2) 本決定における最高裁による規範定立

翻って、本決定は、プライバシー侵害を根拠とする差止請求について、最高裁自身が、その可否に関する判断基準を初めて示したという点に意義がある。もっとも、この基準の当否については、以下に検討するように、議論の余地がある。

(16) この点を指摘し、本決定を、プライバシー侵害単独で差止めを認め得ることを判示した最初の最高裁判例と位置付けるものとして、宇賀・前掲42頁。

(2) 類似事案における過去の判例の基準との比較検討

本決定の採用した判断基準の当否を検討するにあたっては、まず、関連する事案について、判例がどのような基準を示してきたのかを整理し、比較することが有用であると考えられる。表現行為の差止請求という観点からは、名誉権侵害に基づく差止請求、プライバシー侵害に対する救済という観点からは、プライバシー侵害に基づく損害賠償請求が、既に公表されている解説・評釈類でも比較対象として取り上げられており、本稿においても比較検討を行う。

1) 過去の判例

(a) 名誉権に基づく差止請求 — 最大判昭61・6・11民集40-4-872(北方ジャーナル事件最高裁判決)

i) 事案の概要

Xは、昭和50年4月の北海道知事選挙に立候補し、更に同54年4月施行予定の同選挙にも同年2月の時点で立候補する予定であった。Y出版社は、昭和54年2月23日頃発売予定の本件雑誌に、北海道知事たる者は聡明で責任感が強く人格が清潔で円満でなければならぬと立言したうえ、Xは右適格要件を備えていないとの論旨を展開しているところ、Xの人物論を述べるに当たり、名誉毀損的表現を多々用いていた。

発行前に出版予定を知ったXは、本件雑誌の印刷、製本および販売または頒布の禁止等を求めて札幌地裁に仮処分を申請し、認められた。Yは、Xおよび国に対して、仮処分によって損害を被ったとして、損害賠償を求めて提訴した。

ii) 判旨

最高裁は、この仮処分申請が違憲・違法であるか否かを判断するにあたって、以下のように判示した。表現行為に対する事前抑制は、当該表現が自由市場に出る前に抑止してしまうこと、広汎にわたりやすく濫用のおそれがあること、抑止効果が大いことから、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容され得る。事前差止めは、事前抑制に当たるところ、公共の利害に関

する事項に関する「表現は、私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであり」、「事前差止めは、原則として許されない。ただ、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限つて、例外的に事前差止めが許される」としたうえで、仮処分を適法とした。

(b) プライヴァシー侵害による損害賠償請求

① 最判平6・2・8民集48-2-149 (ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決)

i) 事案の概要

Xは、昭和39年8月、アメリカ合衆国統治下の沖縄において、米兵と喧嘩になり、同年9月に傷害の罪で有罪判決を受けた。Xはその後服役し、昭和41年10月に仮出獄した後、沖縄でしばらく働いていたが、本件事件のこともあってうまくいかず、やがて沖縄を離れて東京に行き、昭和43年10月に東京のバス会社に運転手として就職した。Xはその後結婚したが、会社にも妻にも前科を秘匿していた。上記事件および裁判は、当時、沖縄では大きく新聞報道されたが、本土では新聞報道もなく、東京で生活しているXの周囲には、その前科にかかわる事実を知る者はいなかった。Yは、本件裁判の陪審員の1人であったが、その体験に基づき、「逆転」と題する作品を執筆した。この作品には、Xの実名がそのまま使われていた。この作品は昭和52年8月に刊行され、ノンフィクション作品として世上高い評価を受け、昭和53年には賞を受賞した。Xは、前科に関わる事実が公表されて精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求めて提訴した。

ii) 判旨

「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、そ

の者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである（最高裁昭和52年（オ）第323号同56年4月14日第三小法廷判決・民集35巻3号620頁参照）。この理は、右の前科等にかかわる事実の公表が公的機関によるものであっても、私人又は私的団体によるものであっても変わるものではない。そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである。

「もっとも、ある者の前科等にかかわる事実、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない」。「ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要するというべきである。要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断す

べきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。

② 最判平15・3・14民集57-3-229（長良川事件報道事件最高裁判決）

i) 事案の概要

X（昭和50年10月生まれ）は、平成6年9月から10月にかけて、成人または当時18歳、19歳の少年らと共に、連続して犯した殺人、強盗殺人、死体遺棄等の4つの事件により起訴され、刑事裁判を受けている刑事被告人である。Y出版社は、名古屋地裁に上記各事件の刑事裁判の審理が係属していた平成9年7月31日発売のA誌上に、「『少年犯』残虐」法廷メモ独占公開」などという表題の下に、事件の被害者の両親の思いと法廷傍聴記等を中心にした記事（以下「本件記事」という。）を掲載したが、その中に、Xについて、仮名X'を用いて、法廷での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を記載した部分がある。Xは、本件記事によって、名誉およびプライバシーが侵害されたとして、損害賠償を求めて提訴した。

ii) 判旨

最高裁は、本件記事による被侵害利益として主張されているのが、Xの名誉、プライバシーであることを前提とした上で、プライバシー侵害に関して、以下のように判示した。「Xは、本件記事によって、X'がXであると推知し得る読者に対し、Xが起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること（以下「犯人情報」という。）及び経歴や交友関係等の詳細な情報（以下「履歴情報」という。）を公表されたことにより、「プライバシーを侵害されたと主張しているところ、本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも「他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事

を読んで初めて、Xについてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。したがって、Yの本件記事の掲載行為は、「プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる」。「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから（…）、本件記事が週刊誌に掲載された当時のXの年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによってXのプライバシーに属する情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」。

③ 最判平15・9・12民集57-8-973（早稲田大学江沢民講演会事件最高裁判決）

i) 事案の概要

Yは、A大学等を設置する学校法人である。A大学は、同大学のC講堂において中華人民共和国のB国家主席の講演会（以下「本件講演会」という。）を開催することを計画・決定し、同大学の学生に対し参加を募ることにした。本件講演会の参加の申込みは、各学部・大学院事務所等に備え置かれた本件名簿に、希望者が学籍番号、氏名、住所及び電話番号を記入してすることとされた。本件名簿に氏名等を記入して本件講演会に参加を申し込んだ学生に対しては、参加証等が交付された。当時A大学の学生であったXらも、本件講演会への参加を申し込み、本件名簿にその氏名等を記入して、参加証等の交付を受けた。

本件講演会を準備するに当たり、A大学の職員、警視庁の担当者、外務省及び中華人民共和国大使館の各職員らは、数回にわたり、警備体制について打合せを行った。その中で、A大学は、警視庁から、警備のため、本件講演会に出席する者の名簿を提出するよう要請された。この要請を受けて、A大

学は、内部での議論を経て、本件講演会の警備を警察にゆだねるべく、本件名簿の写しを提出した。A大学は、このような本件名簿の写しの提出について、Xらの同意を得ていなかった。Xは、本件名簿の写しの提出が、自らのプライバシーを侵害したものであるとして、損害賠償を求めて提訴した。

ii) 判旨

「本件個人情報、A大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、A大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際にXらの本件個人情報を収集したA大学は、Xらの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについてXらの同意を得る手続を執ることなく、Xらに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xらのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」

2) 過去の判例との比較検討

i) 利益衡量的判断

最高裁は、名誉毀損を理由とする損害賠償請求や、名誉権に基づく差止請求については、さしあたって権利侵害を認めた上で、①公共の利害にかかる事実に関するか、②もっぱら公益目的か、③真実かまたは真実と信じるにつき相当の理由があったかという3要件による規範定立をしている。これに対して、プライバシー侵害を理由とする損害賠償請求については、開示を承諾した範囲を超えて開示したことが問題となった早稲田大学江沢民講演会事件最高裁判決を除けば、利益衡量型の規範定立をしてきた。「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決も、原审の利益衡量型の規範定立を前提としたあてはめを行っている。本決定もまた、利益衡量型の規範定立をしたという意味では、従来の最高裁の判断と立場を異にするものではない。

では、考慮要素についてはどうか。最高裁が、従来、利益衡量的判断を行うにあたって取り上げてきた要素をみると、公表事実の内容や意義、当該事実を（本人と結びつけて）公表する記事等の目的や意義、公表の必要性、本人の社会的地位や影響力は、どの判例においても取り上げられている。これに加えて、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決は、プライバシー侵害による損害賠償に関する判例と理解すべきか否かを置くと、本人のその後の生活状況を取り上げている。長良川事件報道事件最高裁判決は、本人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と本人が被る具体的被害の程度を取り上げているが、これは、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決においても、「前科等にかかわる事実を公表されない法的利益」の大小を量るにあたって考慮されているといえよう。

本決定は、検索事業者に対する請求であることを考慮して一部表現を変えてはいるものの、考慮要素自体は、従来の判例とほぼ同様のものと理解することができる。ただし、記事等が掲載された時から社会的状況の変化という考慮要素は、本決定において新しく取り上げられたものと整理できよう。この要素は、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決における本人のその後

の生活状況という考慮要素と同様、公表当時は公表が正当化された場合でも、今では正当化されないという判断を可能にし得る要素といえる。

利益衡量的判断枠組みを立てること自体の当否、取り上げるべき考慮要素については、議論があり得るところである。しかし、これらの点について、本決定は、上述の通り、従来の判例の延長線上にあるものと理解することができるため、本稿においてはさしあたり置くこととする。

ii) 明白性要件の設定とその根拠

利益衡量的判断を前提とするとしても、なぜ明白性を要件としたのか⁽¹⁷⁾については、本決定の射程との関係で、さらに検討する必要がある⁽¹⁸⁾。ここでは、同じく明白性を要求して請求のハードルを上げているという点で共通することから、名誉毀損に関する北方ジャーナル事件最高裁判決も含めて検討する⁽¹⁹⁾。

① 仮処分であることの特殊性？

上述の通り、北方ジャーナル事件最高裁判決においては、仮処分（申請）の違法性が争われた。本決定で問題となったのも仮処分であり、その点では共通する。そこで、疎明だけで差止めを認めるための要件として、北方ジャーナル事件最高裁判決同様、明白性が要求されていると考えることはあり得る。

(17) 明白性要件を設定したことの事実上の背景や実務への影響については、棟居快行＝富田寛之＝神田知宏＝高橋未紗「座談会『最高裁平成29年1月31日決定の検討と課題』LIBRA17巻10号（2017年）8頁、特に14頁以下を参照。

(18) この点を詳細に検討するものとして、宮下・前掲4頁、古田＝赤川＝早川・前掲16頁以下、また本件におけるX側代理人である神田知宏「本件判批」判時2328号（2017年）19頁、特に21頁以下がある。このうち、宮下紘「忘れられる権利」判時2318号（2017年）4頁は、本文で取り上げた分析とは異なり、「従来のオフラインにおけるプライバシー侵害の要件よりも厳格な要件をオンラインの世界において要求している」とみる可能性を指摘しつつ、そのような区別については消極的な評価をする。

(19) 北方ジャーナル事件最高裁判決との比較が論じられるとき、同判決の「明白性」の対象として、真実でないことや公益目的でないことが挙げられることがある。しかし、同判決は、最終的に表現行為の価値が名誉に劣後することが「明らか」とあるという表現も用いている。本決定の示した規範に照らしてみると、比較対象としては、後者の明白性に着目することがより適切であるものと考えられる。

② 差止請求であることの特殊性？

北方ジャーナル事件最高裁判決で問題となったのは、名誉権に基づく差止請求である。差止請求という点に北方ジャーナル事件最高裁判決との共通点を見出して、明白性を要求したと考えることもあり得る。

また、プライバシー侵害による損害賠償が問題となったノンフィクション「逆転」事件最高裁判決や長良川事件報道事件最高裁判決は、明白性を要件とはしていない。翻って本決定が明白性を要求したことの理由としては、事前・事後を問わず、差止請求自体に慎重でなければならないという考え方が、すなわち、表現行為自体を差し止める前者の請求と、表現行為に損害賠償という形でサンクションを課すにとどまる後者の請求とでは、表現の自由に対する制約度が異なると考えて、北方ジャーナル事件最高裁判決と同様に、明白性を要求したと考える可能性もある⁽²⁰⁾。

③ 検索事業者に対する請求の特殊性？

本決定が、判断基準を示すにあたり、「検索事業者がインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」ことに言及していることに着目し、そのような検索サービスの重要性に照らして、差止めの要件として明白性を要求したと考えることもあり得る⁽²¹⁾。

あるいは、「媒介者」論の延長線上にあるとみ得る考え方として、検索事業者は、元の記事等の作成に関わりを持たないため、本決定が挙げた考慮要素についての詳細を把握し得ないことから、明白性を要求したとする見方も示

(20) 高原知明「本件判解」（ひろば70号（2017年）47頁、特に50頁）は、「削除の可否に關する判断が微妙な場合における安易な検索結果の削除は認められるべきではないという観点」から明白性を要求したとする。本稿の分析の中では、この立場に近いものとみられる（検索事業者に対する請求の特殊性を考慮したとみる余地もあるが、「検索サービスの性格や重要性等も考慮要素として取り込む判断枠組みを採ることは、人格的な権利利益の保護を事実上切り下げることになることが懸念される。」として原審決定を批判していることから、検索事業者に対する請求だから「明白性」を要求したと捉えているとは考えにくい。）。

(21) 木下・前掲15頁、宍戸・前掲52頁、宇賀・前掲47頁がこのような見方を示唆する。古田＝赤川＝早川・前掲15頁も、このような見方を示す。これに対して、中山・前掲4頁は否定的な見方を示す。

されている⁽²²⁾。

3) 本決定の示した基準の射程

本決定が示した判断基準の射程については、まず、同種の請求で、問題となる事実が前科以外だったという点のみが異なっていた場合にも及ぶのかが問題になる。これについては、最高裁が、「更生を妨げられない」利益に結びつけることなく、「プライバシーに属する事実」「をみだりに公表されない利益」と一般化して規範定立している以上、本決定の射程は、前科以外の事実にも及び得るということになる⁽²³⁾(問題となったのが前科であることが明白性要件の設定につながったとは考え難い)。もっとも、前科や非行歴のような、社会に不利益を及ぼした行為に関わる事実ではなく、出身地や(犯罪を構成しない)思想信条(の表現)や性的嗜好、あるいは所属団体、財産状況の摘示が問題になり得る場合に、「上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性」という考慮要素は、削除請求を正当化する方向に働くことが多いと考えられる⁽²⁴⁾。

そのうえで、上の検討からは、特に明白性要件の射程について、以上のような、いくつかの可能性を見出すことができる(相互に相容れないというものではない)。

① 仮処分であることを根拠に明白性を要求したとする見方

この立場によると、明白性が要求されるのは、仮処分の場合に限られる。したがって、証明が必要な通常の本案訴訟においては、明白性は必要ではないということになる。

(22) 曾我部真裕「本件判批」新聞研究789号(2017年)56頁、特に58頁。

(23) 宮下・前掲3頁は、この旨指摘する。

(24) これらの事実については、私生活に属する情報とそれ以外とを峻別した上で、私生活に属する情報については、公的人物であれ私的人物であれ、本人の絶対的コントロールに服すると考えることもあり得る。しかし、我が国の現状からすると、そのような構成は難しいかもしれない。

② 差止請求であることを根拠に明白性を要求したとする見方

この立場によると、明白性が要求されるのは、差止請求の場合に限られる。したがって、損害賠償請求の場合には、明白性は必要ではないということになる⁽²⁵⁾。

③ 検索事業者に対する請求であることを根拠に明白性を要求したとする見方

この立場によると、明白性が要求されるのは、検索事業者に対する請求の場合に限られる。したがって、同じ事実に関する請求でも、各ウェブサイトの開設者・書き込んだ者に対する請求の場合には、明白性は必要ではないということになる。また、「明白性」が要求されたのはもっぱらこの根拠に基づくと考えるならば、損害賠償請求についても、同様に明白性を要求する余地があるということになる。

4) 考えられるそれぞれの根拠・射程の当否

明白性を要求した根拠としては、さしあたって上の3つが考えられ、それに応じて、明白性を要求する射程も定まるということになろう。もっとも、それぞれの根拠が適切か否かは別問題である。

① 差止請求であることを根拠に明白性を要求することの当否

まず、差止請求であったことを根拠とすることが正当といえるか。

北方ジャーナル事件最高裁判決では、当該記事が流通しないという意味でまさに事前抑制が問題となっており、それだけに慎重を期したと考えることはあり得る。これに対して、本件は、「削除」請求という名の通り、「検索エンジンによる表現行為」は一度なされている。したがって、表現の自由に対する制約度は、北方ジャーナル事件とは異なる⁽²⁶⁾。したがって、北方ジャーナル事件最高裁判決の考え方を、事後制約の場合にそのまま持ち込むことはできない。また、事前であれ事後であれ、差止めは損害賠償請求よりも表現

(25) もっとも、損害賠償請求の場合には、加害者の故意・過失が必要であるから、本件のような検索事業者を相手とする請求において、過失が直ちに認められるかは別に検討すべき問題ということになる。

(26) 木下・前掲15頁は、北方ジャーナル事件最高裁判決が本決定で引用されなかった理由を、本決定の事案は事前抑制でない判断されたからではないかと推測する。

の自由に対する制約度が高いことを根拠とするのには、問題があると考えられる。というのは、既に表現がなされた後に、その表現の正当性・適法性が問題になっている場合に、損害賠償請求との関係では不当だが、差止請求との関係では正当という表現が存在する可能性を認めることの当否は、問われてしかるべきではないかと考えるからである。名誉やプライバシーが差止めによる保護に値する利益であること自体は承認されているといえるのであって、にもかかわらず、差止請求と損害賠償請求とで保護の範囲が異なるという結論を正当化するためには、相応の根拠が必要であろう⁽²⁷⁾。しかし、差止めの方が損害賠償よりも表現の自由への制約度が高いことはもちろんだとしても、損害賠償のレベルでは、名誉を毀損する表現、プライバシーを侵害し、正当化し得ない表現だと評価される表現を、サンクションにさえ応じれば発信し続けられるということが、表現の自由の射程に含まれると考えることには、疑問を呈さざるを得ない。表現の自由が民主主義社会に不可欠であるとしても、それと引き換えに、損害賠償の次元では保護されるべきと判断されたプライバシーや名誉が侵害され続ける社会を肯定すべきなのであろうか。審理のあり方についても、差止請求も本案訴訟で審理するのであれば、損害賠償と同様の審理がなされるのであって、差止請求についても明白性を要求する必要はないと考えられる。

② 検索事業者に対する請求であることを根拠に明白性を要求することの当否

次に、検索事業者に対する請求であったことが明白性を根拠付けるという考え方についてはどうか。

⁽²⁷⁾ ただし、削除を認めた場合に生じ得る問題として、当初純粋な私人であった人物について、ある情報・検索結果の削除がすべからく認められたものの、その後長期間が経過した後に公職等に就くことになり、その時点においては当該情報・検索結果の削除は認められるべきではないという場合、もはや当該情報・検索結果が削除されてから長期間経ってしまっていて、復元が困難であるという問題は、差止め・削除を抑制する方向に働き得るかもしれない。もっとも、実際には、各人、特にマスメディアの記憶・記録から完全に抹消されるということは考え難く、公職等に就いた段階で再度拡散されることになろう。いずれにせよ、このことは、プライバシー侵害に限った問題でも、検索エンジンに限った問題でもなく、古典的な名誉毀損・プライバシー侵害事例でも生じ得る問題であろう。

第1に、検索エンジンが情報流通の基盤としての役割を果たすことを重視する立場について、検索エンジンのそのような役割、より具体的にいえば、インターネット上の情報を取捨選択せずに中立的な形で示すという検索エンジンの意義が、差止めの可否の判断に影響を与え得るという見方については、仮にこれを認めるとしても、それは、差止めを認めない方向での考慮要素が大きくなるだけのことであって、基準として明白性を要求すべきことに直結するわけではないと考えられる。

なお、差止めを認めない方向での考慮要素が大きくなるべきかという点についても、疑問の余地がある。検索エンジンの役割を、問題の情報の流通が拡大するという表現者や公衆の具体的利益に還元されない、独自の差止めを認めない方向での考慮要素として取り上げるとするのは、他人の権利を侵害する情報まで中立的に挙げて流通させることが一応要請されているという見方を前提としているものと考えられる。しかし、検索エンジンにそこまでの役割を認めることは、適切だとはいえないのではないかと。

第2に、検索エンジンが情報流通の基盤としての役割を果たすことを重視する立場、検索事業者の判断能力の限界を重視する立場いずれについても、これらの考え方によると、検索結果に表示されているウェブサイト自体の開設者への削除請求については、明白性要件は妥当しないことになる。プライバシーに関する事実が1つのウェブサイトで摘示されているのと、検索結果に表示されているのとでは「その者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度」が異なり得るため、あてはめについての単純比較はできない。したがって、ウェブサイト自体の削除が認められる場合に、検索結果の削除が認められない場合はあり得ないという見方も不可能ではないが、論理的には、結論が変わる可能性もある以上、基準自体が変わることを直ちには正当化できないと考えられる。もっとも、サイト自体が削除されれば、いずれは検索結果からも自動的に削除されることになる。とはいえ、検索結果の削除までには一定の時間がかかる以上、自動的に削除されるから問題にはならないとはいえないであろう⁽²⁸⁾。

③ 仮処分であることを根拠に明白性を要求することの当否

最後に、仮処分が問題になっていることが明白性の根拠であるという考え方についてはどうか。

仮処分の事実認定は疎明で足りるところ、理論的には、「事実を公表されない法的利益」が「当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情」に優越するか否かが微妙な事案において、証明まで要するならば優越しないという判断になったかもしれないが、疎明で足りたために、優越すると判断される場合というのはあり得る⁽²⁹⁾。その結果、本案訴訟であれば差止めが否定され得る場合にも差止めが一応認められてしまうことが、表現の自由に対する過度の制約になり得る⁽³⁰⁾ことを考慮して、「明白性」を要求したというのは、正当といい得る。

(3) 表現行為者側に有利な形で「明白性」を要求した本決定の当否

本決定は、請求者側に不利な形で明白性を要求しているが、その根拠として正当といい得るのは、本決定が仮処分に関するものだったということに限られるのではないかという点については上述した。もっとも、そのように捉えるとしても、本決定の設定する明白性要件には、なお、議論の余地がある。

というのは、同じく仮処分が問題となった北方ジャーナル事件最高裁判決で被侵害権利とされた名誉については、特にそれが虚偽であった場合には、一旦毀損されても、回復が可能であると考えられている。これに対して、プ

(28) なお、「忘れられる権利」を認めたと評される欧州司法裁判所2014年5月13日先決裁決は、適法に掲載された（したがって削除請求が認められない）ウェブページを含む検索結果の削除請求を認めたものであり、逆の事態を認めるものとなっている。この点については後述する。

(29) 「事実を公表されない法的利益」が「当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情」に優越するという要件が、規範的要件なのか否かについては別途検討を要しよう。規範的要件だと考えるならば、この要件の評価根拠事実と評価障害事実とが疎明・証明の対象になる。このように捉えるときには、たとえば、ある評価根拠事実が疎明によって認定されたものの、証明によっては認定できないものであった場合に、このような事態が生じ得る。

(30) これは、仮の判断で安易に差し止めて良いかという問題であって、同じ争訟形態であれば、損害賠償と差止めとを同列で扱うべきという議論とは矛盾しない。

ライヴァシーの「公表」「拡散」が問題となっている場合には、隠しておくこと、拡散しないことに意味があるのであって、一旦公表・拡散されれば、時の経過を待たずして回復は困難である⁽³¹⁾。プライヴァシー権の本質を、自己情報のあり方を「自ら決定する」点にあるとみるならば、回復可能性はなく、事後的な金銭賠償によるしかない。

したがって、同じく表現の自由との関係が問題になり得るとは言っても、プライヴァシー権に基づく差止めが問題になっている場合に、名誉権に基づく差止めと同列に論じて良いかには、議論の余地がある。特に仮処分が問題になっている場合には、さしあたって差止め（削除）を認めた上で、公表・拡散しないことが真に正当化されるプライヴァシーか否かを吟味した上で、公表・拡散の当否を本案訴訟で最終的に決するという方法も、考えられたのではないかと（「当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由が当該事実を公表されない法的利益に優越しないことが明らかな場合」と要件を定めることも考えられ得る。）。

4 小括

以上の検討から、本決定に関連して、以下の3点が明らかになった。

- ① 最高裁のプライヴァシー理解は、自己情報コントロール権に近いものになっているのではないかと。
- ② 検索事業者が、差止請求の相手方になるという最高裁の立場は正当である。もっとも、このことを基礎付けるためだけであれば、検索事業者による表現行為を観念する必要もなかった。
- ③ 本決定が定立した基準については、その当否はともかくとして、その射

(31) プライヴァシー侵害の場合と名誉毀損の場合とで基準を異ならせるべきという主張ではないが、棟居快行「検索エンジンと『忘れられる権利』の攻防 — 最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定を契機として」法教441号（2017年）46頁、特に51頁は、「回復不能なダメージが生じて初めて『明らかな場合』と認定されるという逆説的な事態にならないような、今後の判例理解が求められる」とするのは、プライヴァシー侵害に基づく削除請求の可否の判断のあり方を考えるうえで示唆的である。

程について、いくつかの可能性のあるものの、仮処分の場合に限定して捉えるべきである（本案訴訟の場合には「明白性」要件を設けるべきではない）。

Ⅳ 「忘れられる権利」論との関係

では、この3点を前提とした場合に、自らのプライバシーが他者によって侵害されているとはいえない場面、とりわけ、自らが一度開示したプライバシーについて、後から検索事業者等に削除を求めたいという場面において、その請求が認められる余地はあるのであろうか。以下では、この場面をも含めて問題となる「忘れられる権利」⁽³²⁾について、本決定の考え方は活用し得るのかについて、我が国において「忘れられる権利」を問題にすべき場面を整理した上で、若干の検討を試みる。

1 「忘れられる権利」とは何か

まず、そもそも「忘れられる権利」とは何なのか。明確な定義があるわけではないが、さしあたり、以下のように説明することはできよう。

自己にとって不都合な情報が社会に流布したとしても、人間の記憶には限界があるから、かつては、その忘却に期待することができた。しかし、デジタル化・インターネットの発達が進んだ今日、そのような情報が一度ウェブ上で流通すれば、消去されないかぎり、当該情報は、半永久的にウェブ上に

⁽³²⁾ 「忘れられる権利」については、近時多くの論稿が発表されているが、さしあたり、宇賀克也『「忘れられる権利」について—検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて』論ジュリ18号（2016年）24頁、曾我部真裕「日本における『忘れられる権利』に関する裁判例および議論の状況」江原法學49号（2016年）1頁、栗田昌裕「プライバシーと『忘れられる権利』」龍谷49巻4号（2017年）305頁、宮下・前掲3頁およびそれらの中で参照された各論稿を参照。筆者によるものとしては、村田健介『「忘れられる権利」の位置付けに関する一考察』岡法65巻3＝4号（2016年）830頁があり、本文の記述もそれを基にしているが、特に日本法の検討にかかる部分においては、個人情報保護法に関する部分を中心として不十分な点・修正を要する点があり、本稿で修正するとともに、別稿においても言及・修正する予定である。

残り続けることになる。そのうえ、検索エンジンやニュースサイトによる情報拡散の可能性が飛躍的に高まった現代においては、情報は死蔵されることなく、再拡散する可能性もある。そうなると、この世の中から、当該情報を全て抹消することは事実上不可能である。そこで、情報発信源であるウェブサイトからの情報の消去はもとより、検索エンジンに対しても、当該情報を消去や検索結果からの消去を要求したい。少なくとも今日においては、「忘れられる権利」は、そのような要求を根拠付けるために主張されてきたといえる。

2 本決定と「忘れられる権利」論との関係

本事件のX側は、保全異議審、保全抗告審、許可抗告審において、「忘れられる権利」を被保全権利として差止請求権を根拠付ける主張もしていた。保全異議審決定は、この「忘れられる権利」概念に対して、積極的な評価をしたが、保全抗告審決定は、「人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならない」として、別個の被保全権利として取り上げることが否定された。

「忘れられる権利」なる概念を、スローガンとしてはともかく、法的概念として、従来の法理との整合性を検討することなしに取り入れることは、法体系に無用の混乱を招く可能性がある。現に、最高裁も、プライバシー権侵害の問題として取り上げて、削除請求の可能性を検討しているわけであり、名誉毀損やプライバシー侵害の問題と捉えることによって「忘れられる権利」が主張され得る場面を全て処理することができるのであれば、この概念は、少なくとも我が国では無用であるといえよう。

3 我が国において「忘れられる権利」を問題にし得る場面

したがって、我が国で、「忘れられる権利」概念を認める必要があるとすれば、名誉毀損やプライバシー侵害法理ではカバーできない場合、カバーは可能ではあるが、その可能性が見落とされている場合があるときという

ことになる。現行の名誉・プライバシー法理との関係で、具体的に考えられるのは、以下の3つの可能性である。

(1) 検索事業者に対する請求のハードルを下げるための概念としての利用可能性

検索事業者に対する請求においては、(本決定の評釈においても主張されている、我が国の有力な学説とは逆に) ウェブサイト開設者に対する請求よりも削除請求が認められやすくなるという立場を前提に、それを顕在化させるために、検索事業者に対する請求に限って「忘れられる権利」概念を持ち出すという可能性は考えられる。本事件のX側が、保全異議審、保全抗告審、許可抗告審において、「忘れられる権利」を被保全権利として差止請求権を根拠付ける主張をしたのは、このためであるとも分析し得る。

さしあたって利益衡量論を取り入れつつ、この主張可能性を正当化するための根拠として考え得るのは、たとえば、検索サービスによる被侵害利益がウェブサイトの開設自体による被侵害利益よりも大きい、あるいは、検索サービスによる情報流通の利益が、ウェブサイトの開設自体による情報流通の利益よりも小さいといったものである。では、この根拠は正当であろうか。

検索サービスの存在によって被害者が受ける被害とは、検索エンジンを経由したウェブサイトへのアクセスにより自らのプライバシーが公表され、さらにはそれが伝播することである。これに対して、ウェブサイトの存在によって被る被害は、ウェブサイト に直接アクセスした者に対して自らのプライバシーが公表され、伝播することに留まるか。そのように言えるならば、上の根拠は正当であろう。しかし、そうではない。ウェブサイトの情報は検索エンジンによって収集され、結局検索エンジンを経由しても伝播していくところ、これがウェブサイトの開設と無関係なのかと言え、そうではないはずである。情報発信を望むウェブサイトの開設者は、むしろ、検索サービスの存在を前提として、公開のウェブサイトを開設しているはずだからである。したがって、検索事業者に対するよりも、ウェブサイト開設者に対する請求の方が、直接伝播する可能性がある分、被侵害利益は大きいということ

になる。

ウェブサイト自体の開設による方が被侵害利益が大きいにもかかわらず、削除請求が認められにくくなるというためには、ウェブサイトの開設による情報流通の利益が、検索サービスによる情報流通の利益よりも、（被侵害利益の差以上に）大きいと言えなければならない。ここで、検索エンジンを通じた情報流通の利益については、検索エンジンに対する請求でも考慮し得る。そうすると、結局、ウェブサイトの開設との関係で問題となるのは、ウェブサイトから直接伝播する部分の情報流通の利益である。

このようにみると、比較されるのは、結局、直接伝播による被侵害利益と、直接伝播による情報流通の利益であって、両者は等価値であるとはいい得ても、後者が前者を上回るのだとは容易には言い難い。ウェブサイトの開設によっては侵害されないが、検索サービスによっては侵害される利益、あるいは、ウェブサイトの開設によっては確保されるが、検索サービスによっては確保されないという利益が明らかにならない限り、ウェブサイトに対する請求よりも、検索エンジンに対する請求の方が認められやすいという論理には無理があろう。

(2) 名誉毀損やプライバシー侵害が正当化されたものの、情報がもはや不必要・不適切等である場合

第2に、名誉毀損や（公表したくない情報を公表されたという）プライバシー侵害が正当化される場合に、当該摘示事実が今日においてはもはや不必要であると考えられる場合である。しかし、本決定も含めた我が国の判例法の下では、名誉毀損類型においては「公共の利害にかかる事実」ではないとして、プライバシー侵害類型においても、「当該事実を記載する必要性」がないことを重視して、削除請求を認めれば足りると考えられる。それでも削除請求が否定された場合に、なお「忘れられる権利」を根拠に削除請求を正当化することは困難であるし、すべきではないであろう。

あるいは、情報の適切性・十分性に疑義がある場合には、名誉毀損や、望まない公表をされたというプライバシー侵害ではなく、まさに情報の不適

切性・不十分性を捉えて、個人情報保護法の規律(29条, 19条(ただし努力義務である。))を参照しつつ削除請求を正当化することも考えられる。もっとも、この場合には、「忘れられる」ことに主眼があるのではなく、今日では「不適切になった情報」を忘れられることに主眼がある。したがって、この場合にも、相手方や公共の利益が一切考慮されずに直ちに削除が認められるわけではなく、まずは訂正が検討され、それでは不十分な場合に削除が検討されるにとどまることになる。このように考えると、削除のハードルは、名誉毀損・プライバシー侵害を根拠とするよりもむしろ上がることになるであろう。

なお、その17条で「忘れられる権利」を規定するに至ったEU一般データ保護規則は、このような場合における削除請求の可能性を認めている。

(3) 自己発信情報を後に秘匿したいと考えた場合

1) 「忘れられる権利」として削除請求を認める可能性

第3に、自己情報を発信しておいて、後にそれを秘匿したいと考えた場合である。この場合、自らの管理が及ぶ範囲では、自ら書き込んだ情報を削除すれば足りるし、公開範囲を限定していれば、その範囲外への拡散は自己情報コントロール権侵害と捉える可能性もあり得る。自ら公表した情報についても「時の経過」論が適用され得ると考えるならば、平穩生活権侵害と捉える可能性もあろう。しかし、公開範囲を限定せず、公衆が容易に見ることのできるウェブサイトへ書き込んだ情報が、他者によって拡散し続けている場合には、もはや歯止めが効かない。実際、昨今の、TwitterやFacebook等における情報発信の容易さは、反面として、特に若年層を中心として、不用意な自己情報の発信をも可能にしてしまっており、当該情報が、後に「黒歴史」として秘匿したい情報になっても、時既に遅しということはまあまり得る。

このような場合に、「忘れられる権利」を持ち出して、削除請求を正当化することができるか。この場合に当該情報の流通が正当化されているのは、免責法理によるのではなくて、当該情報の主体である自らが情報発信をしたと

いう、「主体の意思」によると考えられる。したがって、「主体の意思」が当初と異なるものになった以上、それを理由に削除請求を検討する余地はあろう。まして、我が国の最高裁が、プライバシー理解について、上述のように、自己情報コントロール権に近い見方をしているのではないかと捉えた場合には、現在の主体の意思に基づくコントロールの一環としての削除は、認められる余地があるはずである。

2) 「忘れられる権利」に基づく削除請求に本決定の基準を借用する可能性

もっとも、既に発信された情報を基に他者は表現行為をしている場合もあるし、それが公共の利益に結びついている場合もあるのであって、無条件に削除請求を認めることはできない。ここでもやはり表現の自由との調整が問題にならざるを得ない。

この場合について、EU一般データ保護規則は、個人データの開示が本人により行われた場合であっても、その取扱いに関する同意が撤回された場合には、他の法的根拠がない限り、削除請求を認めている。表現の自由や公共の利益との調整の余地は認めつつも、自己発信情報を後に秘匿する可能性自体は認めるという方法を採用している。また、「忘れられる権利」の母国とされるフランスにおいては、EU一般データ保護規則の成立と前後して、デジタル共和国についての2016年10月17日の法律2016-1321号が成立している。その63条により修正された情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律78-17号40条によると、一般的な削除請求については、従来通り、「自己に関する個人データが不正確であるとき、不完全であるとき、不明確であるとき、期限が切れたとき (périmé) 又は当該データの収集、使用、伝達若しくは保存が禁止されているとき」に限定したうえで、場合に応じて修正や削除等が認められる(40条1項)。これに対して、個人データが、本人が未成年者であった時に収集されたものであった場合には、情報の正確性等を問うことなく削除請求が認められるのを原則としたうえで、表現・情報の自由の行使のため、個人データの取扱いを要請する法律上の義務を遵守するため、公益または取扱管理者が付与されている公権力の行使に属する任務を行

使するため、公衆衛生に関する公益のため等の場合に、例外的に削除請求が否定されるという規律が新設されている(40条2項)。ここではもはや、同意の撤回という段階すら踏まずに、削除可能性が認められている。

我が国においては、個人情報保護法のレベルにおいてはともかく、プライバシーに基づく請求として、今や不適切であるから削除せよ、という請求が明示的に論じるものは、(特に私法分野においては)管見の限り、未だみられない。このような現状において、データの適切性すら問わずに、データ主体の現在の意思に反するというのみをもって削除請求の可能性を認めることへのハードルは、さらに高くなろう。これに対して、EU法やフランス法は、もちろん対抗利益との調整は前提としつつも、情報が不適切・不十分だから削除せよという請求、さらには、今や自らの意思に反するから削除せよという請求の可能性は認めているわけである(今後の運用として、阻却事由が緩く認められることになれば、実際上は削除請求を認めないのと同じ結果になるので、その点の留保は必要である)。我が国においても、プライバシーは本人がコントロールできるべきものだ、という大前提を認めるのであれば、このような削除請求を一律に否定することは容易ではないであろう。そして、我が国の判例法に整合的な形で、もし削除の余地を認めるのであれば、EU法やフランス法が定める、表現の自由や情報への自由との調整をするための基準としてみたとき、本決定の基準は、自己開示情報の削除請求にあたって(もちろん、自己開示情報に関する他者の行為を「違法」とは評価し難いであろうが、枠組みとしては)借用可能ではないかと考えられる。本人が公表したということが、利益衡量にあたって意味をもち得るかは問題となろう。とはいえ、本人の現在の意思によるコントロール可能性を認めるという建前に立った場合に、かつて本人が公表したという事実を、独立の考慮要素として取り上げ、現在における要保護性の欠如に直ちに結びつけることができるかについては、なお検討を要する。上述の通り、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決が本人の生活状況の変化、本決定が社会的状況の変化という経時的な考慮要素を取り入れていることに着目し、これらの

考慮要素の中で、かつて公表したという事実に今日なお意味をもたせるべきか否かを検討するという方法もあり得よう。

3) 「プライバシー＝本人がコントロールできるべきもの」という大前提の当否

しかし、そもそも、プライバシーは本人がコントロールできるべきものだという大前提自体が問われる問題であるということは、以前拙稿でも述べた。そして、この問題は、そう簡単に決着のつけられる問題ではない。個人情報保護法は、この大前提を認める方向で改正してきているとも捉えられるが、データの適正な取扱いが公共の利益につながるからという理由で改正を正当化することも可能だからである。

もっとも、この大前提を認めるか否かにかかわらず、プライバシー概念を認め、これによって自分にとって都合の悪いことを隠すことができるという実態を認める以上、実在の「私」と異なる「私」を創り出すことは、やはり一定の範囲では認められるものとする。しかし、一度実在の「私」を明らかにしておきながら、「私」の都合で、異なる「私」を見て欲しいという希望が、一定の範囲内といえるのかは、さらに問題として残る。

筆者自身は、現時点においては、そのような希望を（受け手の内心に踏み込まない形であれば）認めることも許されて良いのではないかと考えている。とはいえ、この可能性を正面から認めた場合に、我々が日々他者と関係を築きながら生きている社会が、どのようなものになるのかについての想定は全くもって不十分である。EU一般データ保護規則の施行に先立って、フランス法は、未成年の時に収集されたデータについてこの可能性を認めたが、このことが、フランス社会にどのようなインパクトをもつのかを考察していくことは、その想定の一助にはなるように思われる。そこで、この点については、引き続き考察・検討課題としたい。

V 結びに代えて

本稿においては、プライバシー侵害に基づく削除請求を扱った最高裁決定の意義と射程について検討を加えるとともに、削除請求が、今日の我が国においてプライバシー「侵害」とは捉えられていない事案においてなされた場合に、「忘れられる権利」概念を通して)認められる余地はあるのか、一律否定という判断をしない場合に、本決定が意味をもちうるのかについても、若干の検討を加えた。もっとも、後者の検討は本稿においても甚だ不十分なものに留まっている。この点については、上述の通り、引き続き検討を加えていくこととしたい。

- * 本稿は、JSPS 科研費17K17899および17H00961による研究成果の一部である。また、本稿は、第65回岡山民事法研究会(2017年7月14日)における報告を基にしている。研究会においてご指導賜った実務家・研究者の先生方にこの場を借りて御礼申し上げる。